



## 富山県告示第49号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和7年2月12日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和7年3月31日	1650400045	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋二丁目13番26号	魚津市身体障害者デイサービスセンター	魚津市本町一丁目4番32号

## 富山県告示第50号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年2月12日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
自立生活援助	令和7年2月1日	1611600386	社会福祉法人新川会	中新川郡上市町稗田字七郎谷1番32	新川会地域生活相談室	中新川郡上市町稗田字七郎谷1番32

## 富山県告示第51号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（射水排水機場地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（射水排水機場地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年2月12日から

令和7年3月13日まで

3 縦覧の場所

富山市役所、射水市役所、高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第52号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））（常西地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

富山県知事 新田 八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））（常西地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年2月12日から

令和7年3月13日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月12日

富山県知事 新田 八朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量改測、UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和6年10月15日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

立山砂防事務所管内（立山町芦峯寺地区、富山市本宮地区）

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月12日

富山県知事 新田 八朗

1 作業種類

1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量

2 作業期間

令和6年11月7日から令和6年12月31日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦峯寺地先

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規

定により、法務省富山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業）

2 作業期間

令和6年11月18日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

富山市大泉ほか地区

### 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、砺波市土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年5月28日から令和6年11月25日まで

3 作業地域

砺波市 西中 地内

### 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山農林振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知

があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年2月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年5月13日から令和6年11月22日まで

3 作業地域

富山県富山市婦中町下邑地区

### 県有財産（土地）の貸付に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の貸付について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年2月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件

所在地	面積（登記簿）	地目	予定価格	入札保証金
富山市千歳町一丁目 4番2	947.91平方 メートル	宅地	5,811,700円	581,170円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低貸付料をいう。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

その後は、富山県と借受者の合意により、令和10年3月31日までを限度として、1年毎に貸付期間を更新することができるものとする。

なお、貸付期間の途中で借受者より契約を解除することはできない。また、貸付期間の途中で借受者の駐車場運営に配慮して、県が契約を解除することはできないものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

### (1) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 政令第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている団体及びその構成員

コ 富山県税を滞納している者

### (2) 県内に事務所を置き、又は置こうとする者であること。

なお、共同体で参加する場合の詳細については、入札説明書を参照のこと。

## 3 入札参加申込書の提出場所等

### (1) 入札参加申込書及び添付書類の提出場所並びに問合せ先（この公告に関する事務を担当する所属の名称）

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県経営管理部管財課管理係  
電話番号 076-444-3172（直通）

## (2) 入札説明書の交付方法等

令和7年2月12日（水）から同年2月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで、(1)に掲げる場所において希望者に無料で交付するほか、富山県経営管理部管財課のホームページ（<https://www.pref.toyama.jp/1106/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/11/1106.html>）に掲載する。

## (3) 入札参加申込書及び添付書類の提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時15分

## (4) 入札参加申込書及び添付書類の提出方法

直接持参又は書留郵便（書留郵便により入札参加申込書及び添付書類を提出する場合にあっては、提出期限までに必着とすること。）

## (5) その他

ア 書類の作成、提出に要する費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された書類は、入札参加資格の有無の確認以外には使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出された書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月10日（月）午前10時00分から

(2) 場所 富山市新総曲輪1-7

富山県庁本館211階会議室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付ける。

(4) その他

入札書、入札心得書及び契約条項等については、入札説明書を参照のこと。

## 5 入札保証金

入札に参加しようとする者は必ず、銀行が振り出し、支払保証をした小切手により1の(1)の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければな

らない。

## 6 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。

## 7 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 8 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に契約を締結する必要がある。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属する。

## 9 用途の制限

落札者は、貸付物件を有料貸駐車場として運営・管理しなければならない。

## 10 質問受付

質問は、令和7年2月19日（水）午後5時15分までに富山県経営管理部管財課に電子メールで提出すること。原則として電話での質問は受け付けない。

質問への回答はまとめて3の(2)に掲げる富山県経営管理部管財課のホームページに令和7年2月25日（火）に公開する。入札参加者は、県の質問への回答を了承したものとみなす。

なお、貸付対象物件に存置する構造物等に関する質問の際は、必ず該当する部分の写真を添付すること。

富山県経営管理部管財課電子メールアドレス：akanzai@pref.toyama.lg.jp

## 11 その他

(1) 県は、本件の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表するものとする。

(2) その他詳細は入札説明書による。